

令和6年度 第1回大田区障がい者差別解消支援地域協議会（議事録要旨）

日時：令和6年8月8日（木） 13時30分から15時00分まで

出席者：赤羽委員、阿出川委員、安齋委員、石渡委員、大島委員、小川委員、川崎委員、
閑製委員、杉山委員、鈴木委員、染谷委員、竹内（博美）委員、
竹内（千代江）委員、田中委員、中原委員、名川委員、野溝委員、橋本委員、
眞壁委員、宮澤委員、宮田委員、八代委員（書面参加者を含む 五十音順）

1 開会

- 福祉部長 挨拶
- 委員の委嘱及び紹介
- 会長・副会長選出
中原委員から石渡委員を会長として推薦し一同了承
石渡会長から大島委員を副会長として推薦し一同了承
- 事務連絡（配布資料等確認）

2 議題

- 大田区に寄せられた相談について（令和5年度分）
資料3 障害者差別解消法に係る相談内容一覧（令和5年度分）について、
事務局から説明

川崎委員：

資料3のNo.8の相談について、精神障がいのある方は、長い時間仕事をするのは非常に辛いことである。実際に作業場などでも2時間おきに休憩を取るようになっている。雇用の現場でも、こまめな休憩や、過度にならない時間帯での勤務など合理的配慮がなされるとよい。雇用主と相談者の意見があまり合致しなかったということで、相談者がどう思うか考えていたのかが分かれば教えていただきたい。

社会保険の加入に関しては、必要条件があると思うが、本人は納得したのか。

また、合理的配慮の周知について、令和6年4月1日から事業所の合理的配慮の

ていきょう ぎむ か 提供が義務化されたこともあり、パンフレットの送付だけでなく分かりやすい周知をしていただきたいと思います。

しょうがいふくしかちょう 障害福祉課長：

区では、「あなたに身近な障害者差別解消法」のパンフレット等を活用し、理解啓発に取り組んでいる。パンフレットには、合理的配慮の方法というのは一つではなく、その状況によって、できることとできないこと、また代わりになる方法を見つけることが大切であると記載している。合わせて、話し合いをしながら、双方が歩み寄りお互いを理解することが大切である。

No.8の相談について、障害福祉課としては事業者と相談者の間に入り、それぞれの意見や主張を伝え合いながら双方がきちんと納得できるよう補助をしたところである。社会保険の関係については、委員から情報提供をいただければと思う。

たけうち ひろみ いいん 竹内（博美）委員：

No.8の相談に関連して、雇用の分野の合理的配慮の相談は、私もハローワークが主管となって相談を受けるケースである。ハローワークにも同様のケースの相談があった。こちらのケースでは、相談者から詳しくお話をうかがった後、管轄のハローワークの雇用指導官から企業側の言い分も聴取したが、話しが平行線であった。

また、社会保険の加入に関しては、短時間勤務になってしまったため社会保険の加入条件を満たさなくなってしまった。ご本人は納得いかず、会社に相談をして、申立てをしているところである。勤務時間についても話しは平行線で折り合いはついておらず、現状維持の状況だと思う。

かわさきいいん 川崎委員：

この問題は平行線であり、なかなか解決できない問題で、企業側も合理的配慮に努めてくれているが、相談者がどこで折り合いをつけてくれるかだと思う。精神障害者の雇用に関しては、まだまだ難しいということを実感した。

なわいいん 名川委員：

資料3のNo.7の相談について、学校側からの聞き取りにあたって、言った覚えがない、事実がないということだけではなく、相談者の話しをもう少し詳しくうかがって、

どうい^とうやり取りがあ^かったのかを^{かくにん}確認することが^{たいせつ}大切だ^{おも}と思^たう。お^た互^きい^き気^きをつ^けま^しよう、で^お終^おわ^つて^よか^つた^のか。

たけうち ちよえ いいん
竹内（千代江）委員：

No.7の^{そうだん}相談^{とうじしゃ}について、^{いけん}当事者^いとして^{わたし}意見^{じっさい}を^{しょうちゅうこう}言^いいた^いい。私^{わたし}も^{じっさい}実^{しょうちゅうこう}際^{とも}に^{ふつこう}小^か中^{せんせい}高^がとも^き普通^{ひと}校^{ひと}に通^{ていど}った^きが、^わ先生^わ方^わは^わ聞^わこ^わえ^わない^わ人^わは^わど^わの^わ程^わ度^わ聞^わこ^わえ^わない^わの^わか^わが^わ分^わか^わつ^てい^なか^つた。本^{ほん}当^{とう}に^き聞^きこ^こえ^こない^こ子^こで^こあ^こら^こば、^{がっこう}ろ^かう^か学^か校^よに通^よう。相^{そう}談^{だん}者^{しゃ}は^{ふつこう}普^い通^い校^いに^い行^いつ^たと^い思^{おも}わ^れる^が、^{ほちようき}補^き聴^き器^きをつ^けれ^ば聞^きこ^える^ことい^うこ^とで^はな^い。私^{わたし}も^{ほちようき}補^{つか}聴^{つか}器^{つか}を^{つか}う^が、^{おと}音^{おと}の^{じょうほう}情^き報^とを^きす^べて^き聞^きき^と取^とる^こは^むり^であ^る。先生^{せんせい}方^がも^{ほちようき}補^{ほちようき}聴^{ほちようき}器^{ほちようき}につ^いて^とか、^{しょう}ろ^{しゃ}う^{しゃ}者^{しゃ}につ^いて^の理^り解^{かい}が^たま^だま^だ足^たり^てい^ない^ので^はな^いか^と思^{おも}う。学^が校^が側^がで、^{しょう}ろ^{しゃ}う^{しゃ}者^{しゃ}につ^いて^や、^{たいおう}ど^う対^り応^{かい}し^たら^いい^のか^など^の理^り解^{かい}を^ふか^めて^いた^だき^たい^と思^{おも}う。

しょうがいふくしかちょう
障 害福祉課長：

^{そうだんしゃ}相^か談^か者^かの^が通^がつ^てい^る学^が校^がに^{かくにん}確^に認^にを^{した}と^{ころ}、^{にゅうがくじ}入^ち学^ち時^ちか^らす^でに^{しょうがい}聴^{しょうがい}覚^{しょうがい}障^{しょうがい}が^いが^いあ^るとい^うこ^とを^き聞^きい^てお^り、^{いろい}色^{いろ}々^ろと^{はいりよ}配^{はいりよ}慮^ほを^して^いた^との^こと^だつ^た。し^かし^し竹^{たけ}内^{うち}委員^{いいん}か^らご^い意^い見^{けん}の^あつ^たと^おり、^{せんせい}先^{せんせい}生^{せい}の^り理^り解^{かい}が^たり^てい^なか^つた^かも^しれ^ない。障^{しょう}が^いの^{とくせい}特^{とくせい}性^{しょう}や^{しょう}障^{しょう}が^いの^{ていど}程^{ていど}度^りを^り理^り解^{かい}す^るこ^とは^{ひじょう}非^{ひじょう}常^{たいせつ}に^{あらた}大^{あらた}切^{かん}だ^と改^かめ^て感^{かん}じ^た。

ながわいいん
名川委員：

^{ぎょうせい}行^{たいおう}政^{たいおう}の^{たいおう}対^{たいおう}応^{たいおう}と^{して}、^が学^が校^がの^{せんせい}先^{せんせい}生^{せい}の^り理^り解^{かい}が^ふ不^ふ十^{じゅう}分^{ぶん}で、^{きちん}き^{ちん}ち^んと^{たいおう}対^{たいおう}応^{たいおう}し^てく^ださ^いと^お願^ねい^する^のは^{とうぜん}当^{とうぜん}然^おか^と思^{おも}う。こ^の場^ば合^あい、^{そうだんしゃ}相^は談^は者^なの^は話^なし^をき^{ちん}と^うか^がい、^ぐ具^ぐ体^{たい}的^{てき}な^な内^{ない}容^{よう}を^{しょう}障^{しょう}が^いの^り理^り解^{かい}と^は別^{べつ}の^{かんてん}観^{かん}点^{てん}か^らも^{かくにん}確^{かくにん}認^{ひつよう}す^る必^お要^おあ^ると^思う。事^じ実^じ関^じ係^じ自^じ体^{たい}が^{ちが}違^{ちが}つ^てい^るこ^とも^あり^え得^える^し、^{そうだんしゃ}さ^らに^は、^{じぶん}相^{じぶん}談^は者^はが^はき^{ちん}と^{じぶん}自^{じぶん}分^はの^は話^はを^き聞^きい^ても^らえ^てい^ない^感覚^{かんかく}で^お終^おわ^る可^か能^{かのう}性^{せい}も^ある^と思^{おも}う。

しょうがいふくしかちょう
障 害福祉課長：

^{そうだんしゃ}相^た談^ち者^ちの^た立^ち場^ばな^どは^{かんけい}関^{かん}係^{けい}な^く、^{きちん}き^{ちん}ち^んと^り理^り解^{かい}につ^なげ^るた^めに、^{そうだんないよう}相^{しょう}談^{だん}内^{ない}容^{よう}を^{しょうさい}詳^{しょう}細^{さい}に^はあ^く把^ひ握^つす^る必^あ要^{かん}を^か改^かめ^て感^{かん}じ^た。

たけうち ちよえ いいん
竹内（千代江）委員：

^{こうこう}高^{だいがく}校^{だいがく}・大^{こま}学^{せいと}に^なると、^{こま}コ^{せいと}ミュ^{せいと}ニ^{せいと}ケー^{せいと}ション^{せいと}な^どで^なに^が困^{こま}つ^てい^るの^か、^{せんせい}先^{せいと}生^{せいと}が^{せいと}生^{せいと}徒^{せいと}

ぜんいん じゅうぶんめ くぼ むずか おも せんせい ひとり
全員に十分目を配ることは難しいと思う。そのため先生が一人でサポートするの
はなく、ほかの生徒も含めて合理的な配慮の提供をすとか、生徒が困ったときの
しえん かんが おも
支援を考えたらいいと思う。

また、聴覚に障がいのある生徒のことを皆にきちんと説明をして、どうい
しえん
う支援ができるのか、どのような支援が必要なのかを話し合うのがいいと思う。今は、
はな あ おも いま
ろうの学生も普通校に通う人が増えている。周りの方がきちんと理解して、合理的
はいいりよ ていきよう じゅうよう おも
配慮を提供していくことが重要だと思。

あでがわいいん
阿出川委員：

わたし がっこう ねん きんむ けいけん がっこう ひつだん ほちょうきいがい
私はろう学校で9年ほど勤務の経験がある。ろう学校では、筆談や、補聴器以外の
ちょうかく しえん いろいろ いま すす おも だいがく せんしゅうがっこう
聴覚への支援など色々ある。今は、さらに進んだものがあると思う。大学や専修学校
などの健全の方と一緒に学んでいるところに、個別に提供できる道具や、利用でき
けんじょう かた いっしょ まな こべつ ていきよう どうぐ りよう
るものを情報提供できると、学校も助かると思。

いしわたかいちょう
石渡会長：

No.9の相談について、対応した職員が恐怖を感じたというのがあるが、これは
しよくいん せ おも しよくいん けいけん かた おも
職員を責めるわけにはいかないと思う。職員はそれなりに経験のある方だと思
き かた せってん も おも せつ りかい ふか
聞こえない方と接点を持つことはあまりないと思。接することで、理解が深まって
いくという話しを、医療機関からもよく聞く。このような事例をなくすためにも、学生
はな いりようきかん き じれい がくせい
の頃から、障がいがある方と接点を持てるような機会が増えるといいなと思った。

みやたいいん
宮田委員：

そくだん えきまえ ちゅうりんじょう くるまいす お あと ある
No.6の相談について、駅前駐輪場に車椅子を置いた後は歩いていくのか、どの
ていど ほこうしょう ぎもん じぎょうしょ しょうがいふくしか たいおう
程度の歩行障がいなのかが疑問である。また、事業所や、障害福祉課の対応について、
たし くるまいす いちじあずか か のう か のう
確かに車椅子の一時預かりが可能になれば、バギーやベビーカーも可能になるという
わ かた こま おし
のは分かったが、この方がどこまで困っているのか教えていただきたい。

しょうがいふくしかちょう
障害福祉課長：

しりょう きさいいじょう じょうほう き と はあく
資料に記載以上の情報は聞き取りができなかったので、把握できていない。

みやたいいん
宮田委員：

くるまいす ひつようせい
車椅子の必要性がどこまであるのか気になった。テーマパークなどには、くるまいす
レンタルやおきばがあり、ベビーカーを置いて移動ができたりもする。そのようにあず
かってくれるような場所が近場にあり、そこまで歩けるような方であれば利用できる
と思うので、何か提案ができるといいなと思う。

いしわたかいちょう
石渡会長：

このご相談の場合に、そこに置けるかどうかだけではなくて、そのこまごとたい
どういうふうにちいきかわっていけばいいのかというはっそうもしていけるといいなと
かん
感じた。

はしもとしいん
橋本委員：

くるまいす ちゅうりんじょう お
車椅子を駐輪場に置くことができれば、この方の生活の範囲がとても広がるとか、
なに ひつよう
何か必要だということがあれば、しょうさいはな
き
詳細にお話しを聞いてもよかったのではとかん
感じた。
また、たいおう
たいおう
おも
対応について、対応しようと思えばベビーカーとかバギーと一緒にはならな
いと思ったので、ここの懸念というのは違うのではと感じた。

すぎやまいいん
杉山委員：

No.7の相談について、自分もかいごしょく
ことぼづか
き
言葉を遣いか気をつけるよ
うにしどう
いぜん
に
指導されている。以前、似たようなケースで、ボイスレコーダーでろくおん
しょうこ
録音し、証拠
としてしょうめい
しょうめい
ばあい
たいおう
か
証明したニュースがあった。このような場合、対応が変わってくるのかを知り
たい。

また、しゅわ
ぼうげん
は
ばあい
おな
こた
し
手話で暴言を吐かれた場合は、同じ答えになるのかを知りたい。

しょうがいふくしかちょう
障害福祉課長：

その人の人格などを否定する言動はぜんくよくないことなので、そのことがかくにん
できれば、きちんとしたしどう
しどう
ひつよう
おも
指導をしていく必要があると思う。

しゅわ
ぼうげん
かん
わ
しゅわ
げんご
ろくが
じじつ
かくにん
たいおう
ひつよう
おも
録音などで事実が確認できれば、きちんと対応することが必要だと思う。

すぎやまいいん
杉山委員：

録画をされている最中に言うことは、なかなかないと思う。先ほどのニュースの件も、ボイスレコーダーをかばんに隠して録音していたから、職員の悪口が分かったようなので、手話の場合だと難しい。学校にカメラがついていれば、また話しは違うとおも思うが。

たけうち ちよえ いいん
竹内（千代江）委員：

聞こえない人が目で見てその判断するだけでは駄目だと思う。聞こえる方はボイスレコーダーを使えると思うが、発語を録るのは難しい。

ながわいいん
名川委員：

No.7の相談について、直接つながっているわけではないが、こども基本法における意見表明等支援員も最近出てきている。理由として、立場の弱いこどもの立場に立って話しをきちんと聞けるということが必要であるからと理解している。まずは相談者の立場を理解しきちんと確認するのがよいと思う。

No.6の相談について、これ駐輪場の管理者に直接話しがあったのを区までつながったのか。先ほどの話しの中に、十分に話しを聞いていないというのがあったが、クレームがあったことだけの報告で終わるのは仕方がないのかなと思う。しかし、ほかにも同様のニーズがまちの中にはあるかもしれないので、まちづくりの観点でも、重要になるかもしれないと思う。

おおしまいいん
大島委員：

No.6の相談に関して、この差別解消はマイナスをゼロにすることだと思っている。しかし行政では、合理的配慮の不提供に当たらないからセーフというマイナスをゼロにするのではなく、プラスにすることを考えて対応していただきたいと思う。

No.7の相談について、相談概要の「聴覚障がい者だから甘えている」という内容だけ見ると、表現として問題あると思う。ただ、相談者がずっと授業を止めるようなことをしていたので、そのような発言になったのかもしれない。そうなった場合、内容は問題ないが、表現に問題があるという話しになると思う。また、「耳が悪いことに対して何とかしなさい」という発言は、文脈によって意味は異なると思う。問題のある発言だけでヒアリングを行ってしまうと、先生はその発言があまりよくない

ことはわかっているの、言っていないとなってしまう。経緯を含めて、詳細な内容を相談者から聞き取った上で、先生にヒアリングする必要があると思う。

竹内（千代江）委員：

No.9に関して、この状況は今も続いているか。

障害福祉課長：

現状では、続いてない。

※会議時間の関係で次第の議題（3）から説明

(2) 合理的配慮などの取組について

さわやか信用金庫 小川委員から説明。

金融機関の立場から、今取り組んでいる部分について簡単にご説明させていただく。来店していただくお客様は、健常者の方も含め、金融機関に行くことは非常に緊張すると思う。健常者の方でも自分の意思を伝えたり、手続きを進めることが大変なケースもある。ハンデを背負っている方にとっては、なおさら大変なことであろうと思う。さわやか信用金庫では、いろんな補助具などを取りそろえている。たとえば、筆談器や簡易の助聴器、音声が拡張できるクリアボイス機、コミュニケーションボード、杖をお持ちの方ですと、杖ホルダーなどを設置している。そういったものを現場で使わせていただきながら、お客様となるべくコミュニケーションを取れるようにしている。中には、声が大きい方、逆に聞こえづらい方は、補助具では足りないケースもある。そのためケースによっては、隣の部屋に移って緊張を解いて気持ちを伝えられる環境づくりや、職員もその配慮に応えられるような取組といったものを続けている。現場も人が少ないと十分にケアができてないところもあるが、そういう思いをみんなが共有してやっていく姿勢は大事かと思っているので引き続き継続してやっていきたいと思っている。

閑製委員：

小川委員の話を聞いて、相手の立場に立っていろいろ考えていらっしゃるし、そ

ういう気持ちを持って対応していただけることが、とてもありがたいと思う。

金融機関や行政機関に行く場合、慣れないところだと緊張してしまう。相談内容

No.9に関連して、周りがざわざわするのは知的障がいの方も苦手なところもある。

聴覚の方が聞こえづらいというのは本当につらいと思う。地域庁舎は個室になって

いる相談室があったと思うので、そういうところに案内していただくのもひとつだと

思う。小川委員のご説明では、部屋を変えることもやっていたいただいているとのことで、

ありがたいと思う。

相談内容No.8は精神障がいの方の相談だが、知的障がいのある方が仕事を続けて

いく上でも同様なことがあるなど思った。パニックになることもあるし、自分の感情

をうまく伝えられない方が、わっとなってしまうこともある。また、集中を続ける

ことも難しい。しかし働けるうちは働くことがモチベーションであったり、生き

ることの糧にもなるので、うまく解決していただければと思った。

(3) 令和5年度障害者差別解消法に係る区の見組について及び改正障害者差別

解消法の周知について

資料4 障害者差別解消法に係る区の見組について(令和5年度)・

資料5 改正障害者差別解消法の周知について(令和6年度)について、

事務局から説明

石渡会長：

子どもたちへのアプローチなど、色々なことを行政がやってくさっていると感じ

た。障害者差別解消法が改正され、事業所への合理的配慮が義務化したことにつ

いても、色々な周知を考えてくれているのが確認できた。

3 その他

全体を通しての意見

大島委員：

差別相談があった際、区として事実確認は最低限しないといけないことだと思うが、

No.7の相談を例にとると、差別的発言があったから、何なのかという話しになってくる。生徒は、差別を受けないで普通に授業を受けたいということだと思おうので、そこまでを含めて指導をしていくことが大事だと思う。やったことが違法なのか、合理的配慮の不提供に当たるのかといったところではなく、相談者が何を望んでいるのか、どういった環境にすべきなのかという話しをしていくことが大事だと思った。

また、今日この場で話しをするだけでも聴覚障がい者はこういう感覚でものを考えているとか、色々なことが分かるし、理解啓発のための周知は本当に大事だと思っている。周知はこのまま続けてもらいたい。

4 閉会